

第 85 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年8月28日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階「ブルーベル」
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

目 次

第85回定時株主総会招集ご通知……………	1
（添付書類）	
事業報告……………	3
連結計算書類……………	17
計算書類……………	20
監査報告……………	23
株主総会参考書類……………	28

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染症拡大防止および株主の皆さまの安全確保の観点から、本総会につきましては、書面により事前の議決権行使を行っていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

証券コード 5967
2020年8月7日

株 主 各 位

大阪市浪速区湊町二丁目1番57号
STONE株式会社
取締役社長 松 村 昌 造

第85回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、できるだけ書面によって議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただくようお願い申しあげます。

書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年8月27日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階「ブルーベル」
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

株主総会ご出席株主様へのお土産の配付を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第85期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第85期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

~~~~~  
●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●次の事項につきましては、法令および当社定款15条の規定に基づき、  
当社ウェブサイト（<https://www.tonetool.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

したがって、本株主総会招集ご通知添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査等委員および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類書類の一部であります。

●本年は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、**当日会場に入場できる株主様の人数を制限する場合もございます。**予めご了承ください。

●会場受付付近で、アルコール消毒液を配備いたします。**手洗い、消毒のうえ、ご入場ください。**

●ご来場の株主様は、**マスクの持参・着用をお願い申し上げます。**

●本総会においては、**新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため開催時間の短縮に取り組みます。**議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。**株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しただけますようお願い申し上げます。**

●株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。  
インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tonetool.co.jp/>）より、発信情報をご確認ください  
すよう、併せてお願い申し上げます。

●株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tonetool.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 添 付 書 類

## 事 業 報 告

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は雇用・所得環境の改善を背景に穏やかな回復基調が続いておりましたが、後半は新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界規模での急速な経済活動の落ち込みなど厳しい状況で推移いたしました。

このような経営環境の中で、当社グループは「『ボルディング・ソリューション・カンパニー』として社会の発展に貢献し、地球上になくてはならない企業をめざす。」ことを企業理念に掲げ、「ボルト締結分野」においてお客様が求める価値を的確に捉え、「スピード感と一体感のある製品開発体制」を基軸に保有技術を有効的に活用し、より多くのお客様に「ボルト締結」に最適な手段を提供するとともに、「締結」に関する課題解決を通じて「満足」「感動」「価値」を提供してまいりました。

併せて、主力製品「シャーレンチ」製品群および充実のラインアップを誇る「ナットランナー」製品群の販売促進活動を展開するとともに、ボルト締結に重要な役割を果たす「トルク管理機器」製品群など、競争優位性の高い製品群の拡張に加え、変化、多様化するお客様要望に応えた特殊品対応を行うことによる市場ニーズの把握、新規市場開拓を図るなど売上高の伸張に懸命な努力をいたしました。

さらに、より多くの人々に工具の魅力を伝えることを目的に、「TONEブランド戦略」としてモータースポーツ応援、レーサーサポートやレース協賛など時代の変化を感じ取りながら、高まるブランド力を通じて、TONEのさらなる飛躍と新たな可能性を追求してまいりました。

その結果、作業工具類の売上高は、企業活動や個人消費活動が大幅に制限されたことにより、34億7千5百万円となりました。機器類の売上高は、建築需要の鈍化により24億7千3百万円となりました。

従いまして、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は59億4千8百万円（前年同期比3.7%減）となりました。また、利益面では営業利益は9億6百万円（前年同期比7.6%減）、経常利益は9億3千2百万円（前年同期比8.2%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6億2千8百万円（前年同期比28.4%減）となりました。

| 部 門       | 当連結会計年度売上高 | 構 成 比 | 前 連 結 会 計 年 度 比 |
|-----------|------------|-------|-----------------|
| 作 業 工 具 類 | 3,475百万円   | 58.4% | 97.9%           |
| 機 器 類     | 2,473      | 41.6  | 94.2            |
| 合 計       | 5,948      | 100.0 | 96.3            |
| う ち 輸 出 高 | 1,197      | 20.1  | 93.3            |

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、主に営業所建設費用等に総額2億2千9百万円の投資を行いました。その所要資金は、自己資金によって充たいたしました。

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの世界的感染拡大による景気や経済活動、設備投資の見直しなど、先行きに対する懸念材料が多々あり、従来とは異なる経営環境となることが予想されます。

このような厳しい環境のなかで、「ボルト締結分野」における競争優位性の高い新製品群の投入に加え、製造・販売体制強化、徹底した原価低減により競争力の強化を図るとともに、海外工場の安定稼働によるグローバルな視点での製造・販売の最適化を進めるなど、グループ協働で収益力強化に取り組んでまいります。

また、品質と信頼の世界ブランド「TONE」の確立をめざし、製品とサービスの拡充、卓越した技術力でお客様に「満足」「感動」「価値」を提供し続けてまいりますとともに、世界に冠たる総合工具メーカーとしての地位を一段と揺るぎないものとするため、全社グループ一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                 | 2017年5月期  | 2018年5月期  | 2019年5月期  | 2020年5月期<br>当連結会計年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
| 売 上 高               | 5,784百万円  | 6,119百万円  | 6,177百万円  | 5,948百万円            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 | 1,052百万円  | 807百万円    | 878百万円    | 628百万円              |
| 1株当たり<br>当期純利益      | 510.60円   | 391.78円   | 424.68円   | 322.58円             |
| 純 資 産               | 5,017百万円  | 5,791百万円  | 6,490百万円  | 6,669百万円            |
| 1株当たり<br>純資産        | 2,434.56円 | 2,810.85円 | 3,129.98円 | 3,427.36円           |
| 総 資 産               | 7,151百万円  | 7,733百万円  | 7,997百万円  | 8,035百万円            |

- (注) 1. 当社は、2017年12月1日付で普通株式5株につき、1株の割合で株式併合を実施しております。2017年5月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益と1株当たり純資産を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を2019年5月期の期首から適用しており、2018年5月期の総資産の金額については、当該会計基準等に遡って適用した後の金額となっております。

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 資 本 金        | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容         |
|---------------------------|--------------|----------|-----------------|
| ロック株式会社                   | 10百万円        | 100.0%   | 作業工具類、機器類の販売    |
| TONE VIETNAM<br>CO., LTD. | 700,000米ドル   | 100.0%   | 作業工具類、機器類の製造、販売 |
| 利根股份有限公司                  | 7,000,000台湾元 | 100.0%   | 作業工具類、機器類の製造、販売 |

**(6) 主要な事業内容**

当社グループの製造ならびに販売する製品を部門別に大別しますと、主なものは次のとおりであります。

| 部 門       | 製 品 名                                                                                 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 作 業 工 具 類 | ソケットレンチ、トルクレンチ、エアーツール、スパナ・めがねレンチ、モンキレンチ、プライヤ、ペンチ類、ドライバー、単能レンチ、絶縁工具、特殊工具、工具セット、工具収納器具他 |
| 機 器 類     | シヤーレンチ、建方1番、ナットランナー、パワーレンチ、インパクトレンチ、タイヤレンチ、デジタルク、その他の締付機器                             |

**(7) 主要な営業所および工場****① 当社**

営 業 所：札幌、仙台、新潟、北関東、東京、名古屋、大阪、広島、福岡

工 場：河内長野工場（大阪府河内長野市）、富田林工場（大阪府富田林市）

**② 連結子会社（国内）**

ロック株式会社（大阪府大阪市）

**③ 連結子会社（海外）**

ＴＯＮＥ ＶＩＥＴＮＡＭ ＣＯ．， ＬＴＤ．（ベトナム）、利根股份有限公司（台湾）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 135名 | 1名増         |

(注) 上記の従業員数は就業人員であり、臨時従業員（合計38名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------|-------|--------|
| 132名 | 3名増     | 42.3歳 | 16.8年  |

(注) 上記の従業員数は就業人員であり、臨時従業員（合計21名）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

| 借入先          | 借入金残高 |
|--------------|-------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 38百万円 |



## 2. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,922,600株  
 (2) 発行済株式の総数 2,342,600株 (うち自己株式 396,685株)  
 (3) 株 主 数 1,432名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                               | 当社への出資状況 |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------|
|                                                                                     | 持株数      | 持株比率  |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                                                 | 113千株    | 5.83% |
| BNY GCM CLIENT A<br>CCOUNT JPRD AC I<br>SG (FE-AC) (常任代理人<br>株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行) | 103      | 5.32  |
| 株 式 会 社 山 善                                                                         | 95       | 4.90  |
| 濱 中 ナ ッ ト 株 式 会 社                                                                   | 78       | 4.01  |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行                                                                     | 76       | 3.91  |
| 株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行                                                               | 76       | 3.91  |
| TONE株式会社従業員持株会                                                                      | 64       | 3.31  |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社 (信託口)                                                      | 44       | 2.30  |
| 株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行                                                                 | 40       | 2.06  |
| 姫 路 鋼 材 株 式 会 社                                                                     | 39       | 2.00  |

- (注) 1. 当社は自己株式396,685株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2020年5月31日現在）

| 地 位              | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                             |
|------------------|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 松 村 昌 造   |                                                           |
| 常務取締役            | 矢 野 大 司 郎 | 営業本部長、管理部担当                                               |
| 取 締 役            | 平 尾 昌 彦   | 河内長野工場長、品質保証部長、製造部担当                                      |
| 取 締 役            | 平 尾 元 宏   | 開発部長、利根股份有限公司 董事長                                         |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 西 岡 求     | ロック株式会社 監査役                                               |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 粕 井 隆     | 東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長                                 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 松 井 大 輔   | 松井公認会計士事務所 所長<br>大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>利根股份有限公司 監察人 |

- (注) 1. 粕井隆氏、松井大輔氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）粕井隆氏は、公認会計士であり経営コンサルタントとしての長年の実績のもと、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものです。また、取締役（監査等委員）松井大輔氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計ならびに税務に関する相当程度の知見を有するものです。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに監査等委員会と内部監査部門の十分な連携を可能とすべく、取締役西岡求氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 会社法第427条第1項の規定により、社外取締役 粕井隆、松井大輔の両氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約における限度額は法令の定める額としております。

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

| 区 分                           | 支 給 人 員    | 報 酬 等 の 額              |
|-------------------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(監査等委員を除く。)          | 4名         | 112,847千円              |
| 取 締 役<br>(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(2名) | 26,400千円<br>(12,600千円) |
| 合 計                           | 7名         | 139,247千円              |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第81回定時株主総会において年額1億8,000万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第81回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分                  | 氏 名     | 兼職先法人等名                                                                 |
|----------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 粕 井 隆   | 東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長<br>当社と上記1法人等との間には特別の関係はありません。                 |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 松 井 大 輔 | 松井公認会計士事務所 所長<br>大丸エナウイン株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>当社と上記2法人等との間には特別の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況  
取締役会等への出席状況および発言状況

| 区 分                  | 氏 名     | 出席状況および発言状況                                                                            |
|----------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 粕 井 隆   | 当事業年度開催の取締役会8回全て、監査等委員会7回全てに出席し、経営コンサルタントとして数多くの企業で経営コンサルティング業務に従事した実績に基づき、発言を行っております。 |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 松 井 大 輔 | 当事業年度開催の取締役会8回全て、監査等委員会7回全てに出席し、公認会計士、税理士として財務および税務分野において豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。    |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 18,000千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、TONE VIETNAM CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会に、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の業務遂行の状況等を勘案いたしまして、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」といいます。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けることとする。
- ② 監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査することとする。
- ③ 内部監査部門の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視するものとする。
- ④ 取締役は、コンプライアンスに関する施策を立案、推進することとする。
- ⑤ 「TONE株式会社 企業行動規範」を定めてその周知および教育研修活動により、当社グループの役職員が当社グループの価値観、倫理・コンプライアンス経営の重要性を認識するように意識の徹底を図る。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会・役員会その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、事務およびリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備するものとする。
- ② 情報管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応することとする。

### (3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす損失の危険を全般的に認識、評価する仕組みを整備するとともに、損失の危険の管理に関連する規程を整備し、平時における事前予防体制を整備することとする。
- ② 損失の危険の管理の実効性を確保するために、専門の委員会を設置し、委員会および委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するものとする。
- ③ 当社および当社グループの経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生しまたは発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講ずることとする。

**(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 経営計画については、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行において目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行うこととする。
- ② 業務執行については、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

**(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

子会社の取締役は、子会社の財務状態、経営成績その他これらに重大な影響を及ぼす事項について、当社に報告する。

**(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社の施策に準じた適正な業務遂行を行うよう指導する。
- ② 内部監査室は、子会社における業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査を行う。

**(7) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 当社の監査等委員会は、従業員に対して補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- ② 上記補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
- ③ 上記補助者は、当社の監査等委員会の命令に従い、監査業務の補助を行わなければならない。

**(8) 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
- ② 上記にかかわらず、監査等委員が、必要に応じていつでも、取締役および従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。

- ③ 当社グループの役職員は、当社または子会社の重大な損失、役職員の違法・不正行為等に関して、速やかに当社の監査等委員会に報告する。

**(9) (8)を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

「内部通報規程」に基づき、当社は、監査等委員会への報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとし、不利益な取扱いを防ぐために適切な措置をとるものとする。

**(10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務処理に係る方針に関する事項**

当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役社長は定期的に監査等委員と情報交換するとともに、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備することとする。
- ② 監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重しなければならない。

**(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 取締役社長は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の管理・監督のもと財務報告に係る内部統制を構築・運用・評価する。
- ② 内部監査室は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制の状況について定期的に監査し、その結果を取締役社長に報告する。
- ③ 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の構築・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の監査の方法および結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。



## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定しております。

また、取締役に管理部の部門長を含めたメンバーで毎月1回経営会議を開催し、経営上の問題を取り上げ迅速に対処するための経営判断を下しております。さらに、毎月1回取締役および各部門長で部長会を開き、取締役会で決定された基本方針に基づき、業務計画の進捗状況の報告や課題等を抽出し諸施策を協議するとともに、毎月1回各部門の実行責任者が集まる管理委員会において、部門間に共通する問題を出し合って部門間の牽制・調整を行い問題解決にあたっております。

他の部門より独立した位置付けである社長直轄部門の内部監査室は、内部統制システムをよりよく機能させるために、各部門に業務フローおよびリスクコントロールの見直しを常時行わせ、内部監査が十分機能するようウォークスルーや運用テスト等を実施しております。

また、リスク管理の実効性を確保するため内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、各部門での活動状況を確認するほか、内部統制・コンプライアンス経営の啓蒙活動にも取り組んでおります。

## 8. 反社会的勢力排除に関する基本方針

- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。
- (2) 当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

## 9. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 10. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。



## 11. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社では、経営環境、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案して、最適な利益配当を決定しております。

利益配分につきましては、企業体質の強化を図りながらも、業績に応じた継続的かつ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を図りながら、新製品開発、生産・販売体制の強化および品質向上を目的とする設備投資などに活用したいと考えております。

このような方針の下、将来の事業計画、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案いたしまして、当連結会計年度末の配当につきましては、1株につき60円とさせていただきます予定であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	5,111,998	流 動 負 債	1,225,888
現 金 及 び 預 金	896,849	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	706,153
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,240,579	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	38,500
商 品 及 び 製 品	1,489,269	リ ー ス 債 務	937
仕 掛 品	414,119	未 払 法 人 税 等	129,396
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	987,246	賞 与 引 当 金	104,596
そ の 他	87,908	未 払 金	166,974
貸 倒 引 当 金	△3,973	未 払 費 用	53,229
		そ の 他	26,099
固 定 資 産	2,923,792	固 定 負 債	140,546
有 形 固 定 資 産	1,886,277	繰 延 税 金 負 債	122,496
建 物 及 び 構 築 物	718,627	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,645
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	102,249	資 産 除 去 債 務	3,780
工 具 、 器 具 及 び 備 品	18,434	長 期 未 払 金	5,600
土 地	1,023,178	そ の 他	6,024
リ ー ス 資 産	3,692	負 債 合 計	1,366,434
建 設 仮 勘 定	20,094		
無 形 固 定 資 産	67,375	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	40,354	株 主 資 本	6,385,605
そ の 他	27,020	資 本 金	605,000
投 資 其 他 の 資 産	970,140	資 本 剰 余 金	204,325
投 資 有 価 証 券	680,884	利 益 剰 余 金	6,279,473
そ の 他	289,255	自 己 株 式	△703,193
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	283,751
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	275,506
		為 替 換 算 調 整 勘 定	8,244
		純 資 産 合 計	6,669,357
資 産 合 計	8,035,791	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,035,791

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		5,948,517
売 上 原 価		3,551,636
売 上 総 利 益		2,396,881
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,490,630
営 業 利 益		906,250
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	27,300	
そ の 他	15,458	42,758
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,036	
為 替 差 損	13,154	
そ の 他	2,350	16,540
経 常 利 益		932,467
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,563	6,563
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		925,904
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	308,922	
法 人 税 等 調 整 額	△11,948	296,974
当 期 純 利 益		628,930
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		628,930

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 し 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年6月1日残高	605,000	182,998	5,774,966	△355,303	6,207,661
連結会計年度中の変動額 剰 余 金 の 配 当			△124,422		△124,422
親会社株主に帰属 する当期純利益			628,930		628,930
自己株式の取得				△406,720	△406,720
自己株式の処分		21,326		58,830	80,157
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額（純額）					
連結会計年度中の 変動額合計	—	21,326	504,507	△347,889	177,944
2020年5月31日残高	605,000	204,325	6,279,473	△703,193	6,385,605

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 差 異 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	
2019年6月1日残高	268,992	14,029	283,021	6,490,683
連結会計年度中の変動額 剰 余 金 の 配 当				△124,422
親会社株主に帰属 する当期純利益				628,930
自己株式の取得				△406,720
自己株式の処分				80,157
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額（純額）	6,514	△5,784	729	729
連結会計年度中の 変動額合計	6,514	△5,784	729	178,673
2020年5月31日残高	275,506	8,244	283,751	6,669,357

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

– 20 –

損 益 計 算 書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	千円 5,912,036
売 上 原 価	3,622,033
売 上 総 利 益	2,290,003
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,451,213
営 業 利 益	838,789
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	39,721
そ の 他	15,442
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	344
為 替 差 損	7,680
そ の 他	1,930
経 常 利 益	883,997
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,563
税 引 前 当 期 純 利 益	877,434
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	289,991
法 人 税 等 調 整 額	△10,157
当 期 純 利 益	597,600

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		配当 準備金	別途 積立金	圧縮 積立金	繰越 利益剰余金	
2019年6月1日残高	605,000	163,380	19,617	182,998	151,250	40,000	530,000	262,797	4,861,600	5,845,647
事業年度中の変動額 剰 余 金 の 配 当									△124,422	△124,422
圧縮積立金の取崩								△8,937	8,937	—
当 期 純 利 益									597,600	597,600
自己株式の取得										
自己株式の処分			21,326	21,326						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	21,326	21,326	—	—	—	△8,937	482,115	473,177
2020年5月31日残高	605,000	163,380	40,944	204,325	151,250	40,000	530,000	253,859	5,343,715	6,318,825

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
2019年6月1日残高	△355,303	6,278,342	268,992	268,992	6,547,334
事業年度中の変動額 剰 余 金 の 配 当		△124,422			△124,422
圧縮積立金の取崩		—			—
当 期 純 利 益		597,600			597,600
自己株式の取得	△406,720	△406,720			△406,720
自己株式の処分	58,830	80,157			80,157
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			6,514	6,514	6,514
事業年度中の変動額合計	△347,889	146,614	6,514	6,514	153,128
2020年5月31日残高	△703,193	6,424,957	275,506	275,506	6,700,463

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年7月17日

TONE株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 寺 本 悟 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 西 田 直 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TONE株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TONE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又

は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年7月17日

TONE株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 寺 本 悟 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 西 田 直 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TONE株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月20日

ＴＯＮＥ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西 岡 求 ㊞

監 査 等 委 員 粕 井 隆 ㊞

監 査 等 委 員 松 井 大 輔 ㊞

(注) 監査等委員粕井隆及び松井大輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当につきましては、業績に応じた利益配分を基本としつつも、株主の皆様への安定的な配当の維持も重要と認識し、さらに将来の事業計画、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案いたしまして、利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当連結会計年度末の配当につきましては、1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金60円 総額 116,754,900円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年8月31日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の役員指名委員会において候補者を審議の上、決定しております。また、監査等委員会はすべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	まつ 松	むら 村	しょう 昌	ぞう 造	
1					略歴および重要な兼職の状況
					1977年 4 月 当社入社
					2003年 6 月 当社開発部長、開発センター長
					2004年 8 月 当社取締役
					2009年 7 月 当社常務取締役
					2014年 8 月 当社代表取締役・取締役社長
					現在に至る

【取締役候補者とした理由】

候補者は、2004年8月の当社取締役就任以降、開発部長、製造本部長、品質保証部長等を歴任し、2009年7月から2014年7月まで常務取締役、2014年8月から代表取締役・取締役社長として強いリーダーシップを発揮しており、その豊富な経験と企業経営・組織運営に関する幅広い知識を有し、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（9頁）に記載のとおりであります。
2. 松村昌造氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番
2や の だい じ ろ う
矢 野 大 司 郎生年月日 1957年4月26日生
所有する当社の株式数 17,000株

再任

略歴および重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
2000年9月 当社製造部次長
2006年3月 当社製造本部副本部長
2006年8月 当社取締役
2015年8月 当社常務取締役
現在に至る

【取締役候補者とした理由】

候補者は、長年にわたり、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と製造全般における豊富な経験、高い見識を有しております。2006年8月から2015年7月まで取締役、2015年8月から常務取締役を務め、営業部門の責任者として同部門の成長に貢献してきました。それらの実績とリーダーシップは当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（9頁）に記載のとおりであります。
2. 矢野大司郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番
3ひら お まさ ひこ
平 尾 昌 彦生年月日 1959年12月1日生
所有する当社の株式数 9,100株

再任

略歴および重要な兼職の状況

2001年11月 当社入社
2009年8月 当社開発部長、開発センター長
2012年6月 当社河内長野工場長、製造部長
2012年8月 当社取締役
現在に至る

【取締役候補者とした理由】

候補者は、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と生産技術部門における豊富な経験、高い見識を有しております。それらの経歴を通じて培った経験やリーダーシップは、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（9頁）に記載のとおりであります。
2. 平尾昌彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号 4	ひら	お	もと	ひろ
	平	尾	元	宏
再任	生年月日 1968年11月11日生			
	所有する当社の株式数 4,100株			

略歴および重要な兼職の状況	
1991年 4 月	当社入社
2009年 8 月	当社製造本部製造部次長
2012年 6 月	当社開発部長
2018年 8 月	当社取締役
2018年10月	利根股份有限公司 董事長
現在に至る	
(重要な兼職の状況)	
利根股份有限公司 董事長	

【取締役候補者とした理由】

候補者は、当社の研究開発部門を牽引してきた実績と生産技術部門・製造全般における豊富な経験、高い見識を有しております。それらの経歴を通じて培った経験やリーダーシップは、当社の事業運営に関する相当な知見を有しているものと判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（9 頁）に記載のとおりであります。
2. 平尾元宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の役員指名委員会において候補者を審議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号 1	かす い たかし 粕 井 隆		略歴および重要な兼職の状況	
	生年月日	1953年9月12日生	1978年 9 月	新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
	所有する当社の株式数	2,000株	1982年 8 月	公認会計士登録
	社外取締役就任期間	5年	1985年 9 月	東邦ビジネスコンサルタント株式会社設立 代表取締役社長就任
	監査等委員就任期間	4年	2015年 8 月	当社社外取締役
			2016年 8 月	当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る
				（重要な兼職の状況） 東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長

【社外取締役候補者とした理由】

候補者は、経営コンサルタントとしての長年の実績を有しておられ、企業経営全般に対する高い見識と豊富な経験により、当社経営に対して積極的な意見および提言をしていただくことを目的として、社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（9頁）に記載のとおりであります。
2. 粕井 隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 粕井 隆氏は、社外取締役の候補者であります。
なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 当社と粕井 隆氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、同法第423条第1項に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

候補者
番
号

2

まつ い だい すけ
松 井 大 輔

生年月日 1968年12月17日生

再任

所有する当社の株式数 0株

社外

社外取締役就任期間 4年

独立

監査等委員就任期間 4年

略歴および重要な兼職の状況

1996年 4 月 公認会計士登録
2000年 7 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2008年11月 松井公認会計士事務所設立
税理士登録
2009年 6 月 大丸エナウィン株式会社 社外監査役
2015年 8 月 当社社外監査役
2015年10月 利根股份有限公司 監察人
2016年 6 月 大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員）
2016年 8 月 当社社外取締役（監査等委員）
2020年 7 月 神陽監査法人 代表社員
現在に至る

（重要な兼職の状況）

松井公認会計士事務所 所長
大丸エナウィン株式会社 社外取締役（監査等委員）
利根股份有限公司 監察人
神陽監査法人 代表社員

【社外取締役候補者とした理由】

候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として財務および税務分野において豊富な経験と高い見識を有しておられるため、当社の業務執行の監査・監督が適切有効になされると判断し、社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（9頁）に記載のとおりであります。
2. 松井大輔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 松井大輔氏は、社外取締役の候補者であります。
なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 当社と松井大輔氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、同法第423条第1項に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

候補者
番号

3

あめ
雨

みや
宮

さや
沙

か
耶花

生年月日

1978年8月12日生

新任

所有する当社の株式数

0株

社外

独立

略歴および重要な兼職の状況	
2004年 9 月	弁護士登録
2004年10月	弁護士法人淀屋橋・山上合同入所
2015年 3 月	株式会社スタジオアリス社外監査役
2016年 3 月	株式会社スタジオアリス社外取締役（監査等委員）
現在に至る	
（重要な兼職の状況）	
弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士	
株式会社スタジオアリス社外取締役（監査等委員）	

【社外取締役候補者とした理由】

候補者は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有し、企業法務にも精通しており、これらを活かして当社経営に対して積極的な意見および提言をしていただくことを目的として、社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 雨宮 沙耶花氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 雨宮 沙耶花氏は、社外取締役の候補者であります。
- なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、雨宮 沙耶花氏が所属している弁護士法人淀屋橋・山上合同との間に顧問契約を締結しておりますが、その金額は僅少であります。
4. 当社と雨宮 沙耶花氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、同法第423条第1項に基づく損害賠償責任の限定額は法令が規定する額となります。

以上

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計
算書類

監
査報告

株主総会参考書類

株主総会
会場ご案内略図

会 場 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階 「ブルーベル」
電 話 06-6645-7111 (代表)

※マルイト難波ビル1F及びB1Fにホテル用入口がございます。

株主総会ご出席株主様へのお土産の配付を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



電 車

▶ 南海なんば駅

3F北改札or2F中央改札より
徒歩約10分

地下鉄及び近鉄・阪神をご利用の際は、地下道
30番出口にて直結

▶ 地下鉄四つ橋線なんば駅

B1F北改札より徒歩約1分

▶ 地下鉄千日前線なんば駅

B2F西改札より徒歩約2分

▶ 地下鉄御堂筋線なんば駅

B1F北西or北東改札より徒歩約5分

▶ 近鉄・阪神大阪難波駅

B2F西改札より徒歩約2分

J Rをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

▶ J R難波駅

B1F改札より徒歩約1分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。

